

島根県報

第一、四七九号

平成十五年六月十七日

(火曜日)

告示

目次

字の区域の変更	(市町村課)	一
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	一
換地処分	()	二
県営土地改良事業計画の変更(二件)	()	二
指定漁船調書の縦覧	(水産課)	三
道路の区域の変更	(道路維持課)	三
道路の供用開始	()	五
公告	(高齢者福祉課)	六
平成十五年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験の実施	(用地対策課)	七
公共測量の実施	()	七

告示

告示

島根県告示第五百二十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、斐川町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第一項の規定により告示する。

平成十五年六月十七日

島根県知事 澄田信義

一 簸川郡斐川町大字字頭字七日市に編入する区域

大字	字	地番
伊志見		六五八の一、六五八の二

(ただし、右地番は、平成十五年二月二十八日現在のものである。)

二 簸川郡斐川町大字字頭字畑谷に編入する区域

大字	字	地番
伊志見		六六七
及び大字字頭字畑谷四三八八の一、二二三〇の四の地先にある水路である大字佐々布地内の国有地の一部		

(ただし、右地番は、平成十五年二月二十八日現在のものである。)

島根県告示第五百四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区連合から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年六月十七日

島根県知事 澄田信義

伯太川沿岸土地改良区連合

一 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 島田 二郎 安来市安来町一二二五番地一
- 池田 浩昭 能義郡伯太町大字井尻四七八番地
- 宮本 利男 能義郡伯太町大字安田五二九番地
- 野坂 莊一 安来市清井町三六六番地二

山尾 三樹 能義郡伯太町大字西母里一七三五番地二

奥野 勇 能義郡伯太町大字西母里一四三五番地の内第一

原 民男 能義郡伯太町大字安田七七八番地三

宇名手郁夫 能義郡伯太町大字安田中六七六番地

岩田 義美 安来市安来町一五五三番地

野坂 登 安来市安来町五三九番地

細田 和正 安来市月坂町三七二番地

飯橋 芳美 安来市月坂町一〇三番地

内田 幸治 安来市宇賀荘町一四三番地

湯浅 春雄 安来市九重町五一番地二

福井 要次 安来市大塚町三三三番地

監事

大塚 鋭一 安来市大塚町七三五番地

谷川 忠美 安来市大塚町一二一九番地

後藤真作樹 能義郡伯太町大字西母里一四三五番地一

二 就任年月日

平成十五年五月二十三日

三 退任した役員の名及び住所

理事

島田 二郎 安来市安来町一二二五番地一

池田 浩昭 能義郡伯太町大字井尻四七八番地

野坂 荘一 安来市清井町三六六番地二

山尾 篤志 能義郡伯太町大字西母里一七二九番地

宮本 利男 能義郡伯太町大字安田五二九番地

原 民男 能義郡伯太町大字安田七七八番地三

宇名手郁夫 能義郡伯太町大字安田中六七六番地

野坂 登 安来市安来町五三九番地

岩田 義美 安来市安来町一五五三番地

細田 和正 安来市月坂町三七二番地

飯橋 芳美 安来市月坂町一〇三番地

内田 幸治 安来市宇賀荘町一四三番地

湯浅 春雄 安来市九重町五一番地一

福井 要次 安来市大塚町三三三番地

監事

大塚 鋭一 安来市大塚町七三五番地

谷川 忠美 安来市大塚町一二一九番地

後藤真作樹 能義郡伯太町大字西母里一四三五番地一

島根県告示第五百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定により、朝山西田地区三条資格者施行代表者から朝山西田地区における換地処分を平成十五年六月三日付で行った旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年六月十七日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第五百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、古屋垣地区を受益地域とする用排水施設事業（県営ため池等整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に関議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出らるる。

平成十五年六月十七日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

古屋垣地区用排水施設事業（県営ため池等整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

松江市役所

島根県告示第五百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、別所地区を受益地域とする用排水施設事業（県営ため池等整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十五年六月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

一 縦覧に供する書類の名称

別所地区用排水施設事業（県営ため池等整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

松江市役所

島根県告示第五百四十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成十五年六月十七日

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

簸川郡大社町大字杵築西三二七・一 中島 貞之

〃 〃 大字宇龍五八 山根 清寛

〃 〃 大字日御碕四二六 高木 昇

2 加入区

大社町加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大社町漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

告示の日から十五日間

2 縦覧場所

大社町漁業協同組合

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第五百四十五号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年六月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

"		"		大原郡大東町大字下久野四一七番一地从先から同 大字一一一四番一地从先まで	
大田井田江津線		一の瀬折居線		浜田市鍋石町五二三番六地从先から同地番先まで	
江津市都治町一四三二番地先から同町一四七七 番二地先まで		浜田市鍋石町五二三番六地从先から同地番先まで		浜田市鍋石町五二三番六地从先から同地番先まで	
後 A	前 B	前 A	後	前	後
六・〇〇〇 一・〇〇〇	六・〇〇〇	六・〇〇〇 七・八〇	三・〇〇〇 三・五〇〇	三・〇〇〇 九・四〇	一三・〇〇〇 三八・〇〇〇
一四一・〇〇〇	一五五・〇〇〇	一四一・〇〇〇	八一・〇〇〇	九三・六〇	一三三・〇〇〇
浜田土木建築事務所					
" " " 拡幅					
上記のA及びBは関係 図面に表示する敷地の 区分をいう。 ダブルウェイ解消 仮設道撤去					

島根県告示第五百四十六号
道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八
条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄す
る隠岐支庁又は土木建築事務所において一般の縦覧に供する。
平成十五年六月十七日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する隠岐支庁又 は土木建築事務所の 名称	備考
一般国道	百八十四号	飯石郡頓原町大字八神二三番一地从先から同大字 一六三四番地先まで	五二五・〇〇 メートル	平成十五年六月十 七日	木次土木建築事務所	
県道	掛合大東線	飯石郡三刀屋町大字上熊谷五八六番一地从先から 同大字五五九番一地从先まで	三九三・〇〇	"	"	
"	一の瀬折居線	浜田市鍋石町五二三番六地从先から同地番先まで	八一・〇〇	"	浜田土木建築事務所	
"	大田井田江津線	江津市都治町一四三二番地先から同町一四七七 番二地先まで	一四一・〇〇	"	"	

"	西郷都万五箇線	隠岐郡都万村大字都万字釜屋一六〇二番地先から同大字字泉三四九三番一地先まで	一、二六八・〇〇	"	隠岐支庁
---	---------	---------------------------------------	----------	---	------

公 告

平成十五年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。
平成十五年六月十七日

島根県知事 澄田信義

- 一 試験の日時
 - 1 試験日 平成十五年十月二十六日(日)
 - 2 試験開始時刻 午前十時
- 二 試験会場

試験地	試験会場(所在地)
松江市	島根大学(松江市西川津町一〇六〇)
浜田市	県立浜田高等学校(浜田市黒川町三七四九)

- 三 受験資格

受験日において介護支援専門員に関する省令(平成十年厚生省令第五十三号)第一条に規定する業務従事期間要件を満たし、欠格事由に該当しない者であること。
- 四 試験の内容等
 - 1 内容及び方法

次の事項につき筆記試験により行う。

 - 一 介護保険制度に関する基礎的知識
 - 二 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技能
 - 三 居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する基礎的知識及び技能
 - 四 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技能
 - 2 試験問題の解答の免除

次の表の上欄に掲げる法定資格を取得している者については、それぞれ次表の下欄に掲げる分野の試験問題の解答を免除する。

法定資格	解答免除
医師、歯科医師	保健医療サービスの知識(基礎・総合)
薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士(管理栄養士)、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師	保健医療サービスの知識(基礎)
社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	福祉サービスの知識

- 五 受験申込みに必要な書類等
 - 1 平成十五年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験申込書
 - 2 平成十五年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験票
 - 3 実務経験(見込)証明書

実務経験証明者と本人が同一の場合は、開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の実務経験を有することを客観的に証明できる書類の写しを添付すること。
また、見込証明となる者は、平成十五年十一月五日(水)までに改めて実務経験証明書を提出すること。この実務経験証明書が期限までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効とする。
 - 4 受験資格に応じて提出する書類
 - 一 国家資格等の免許等の写し
 - 二 社会福祉主事任用資格の取得が確認できる書類(大学の成績証明書等)

三 訪問介護員養成研修二級課程又はこれに相当する研修を修了したことが確認できる書類（研修の修了証書の写し等）

四 その他受験資格を確認するために必要な書類

六 受験手数料

七千円に相当する額の島根県収入証紙を受験申込書の所定の欄に貼り付けること。（収入証紙には消印をしないこと。）

七 受験申込受付期間及び提出先

1 受付期間

平成十五年八月四日（月）から平成十五年八月二十二日（金）まで

一 受験申込書を持参する場合 八月四日（月）から八月二十二日（金）までの午前八時三十分から午後五時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

二 受験申込書を郵送する場合 封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留扱いにすること（八月二十二日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

2 受験申込書の提出先

〒六九〇・八五〇一 島根県松江市殿町二二八番地 島根県健康福祉部高齢者福祉課

八 受験票の交付

受験票は郵送により交付する。試験日の十日前までに届かない場合は、島根県健康福祉部高齢者福祉課に問い合わせること。

九 受験申込書等の請求

受験の手引、受験申込書等は、島根県健康福祉部高齢者福祉課、各健康福祉センター、隠岐支庁健康福祉局又は保健所各支所で交付する。

なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、島根県健康福祉部高齢者福祉課あてに二百七十円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三センチメートル×横二十四センチメートル）で郵便番号、住所、氏名を記入したものを同封し請求すること。

十 合格者の発表

受験者全員に郵送により可否を通知する。

十一 その他

1 交通手段

試験会場及びその周辺での駐車はできないので、バス等の公共交通機関を利用すること。

2 介護支援専門員実務研修

本試験の合格者を対象に行われる介護支援専門員実務研修については、別途案内する。

3 問い合わせ先

この試験についての問い合わせは、島根県健康福祉部高齢者福祉課（電話〇八五二・二二・六五二二）にすること。

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量の実施について出雲市長から次のとおり通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公告する。

平成十五年六月十七日

島根県知事 澄田信義

一 作業種類

公共測量（出雲市駅通り土地区画整理事業 三、四級基準点測量、出来形確認測量）

二 作業期間

平成十五年五月二十一日から平成十五年七月三十一日まで

三 作業地域

出雲市今市町の一部

平成十五年六月十七日印刷
平成十五年六月十七日発行

発行者
島
根
県

発行所
印刷所
松江学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月
金二千四百三十円(送料共)

毎週火・金曜日発行